

新型コロナウイルス感染症に係る石垣市スポーツ合宿受入ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策として、スポーツ合宿・キャンプを行うため島外から来島する団体が安全に合宿を行うとともに、市民が安心して受け入れられる対策を講じることを目的とする。

2. 受入条件

- ① 沖縄県及び本市において緊急事態宣言等の渡航制限がないこと。
※原則として緊急事態宣言が発出されている都道府県からは受け入れない。
- ② 本市に渡航する14日前から合宿の参加者全員に感染の疑いのある症状が確認されていないこと。
- ③ 原則として、本市渡航前72時間以内に合宿の参加者全員がPCR検査若しくは抗原検査を受け、陰性判定を受けていること。

3. スポーツ施設・宿泊施設の利用

スポーツ施設や宿泊施設の利用にあたっては、各施設が定めた感染防止対策に従うこと。

4. 合宿期間中について

- ① 団体の責任において参加者全員の毎日の体調管理を徹底すること。
- ② 活動時以外のマスク着用の徹底やこまめな手指の消毒、物品の共用を可能な限り避けるなど、感染防止対策を徹底すること。
- ③ 団体の責任において参加者全員の行動を把握し、市民との会食など感染拡大につながる行為を未然に防止し、万一参加者の感染等が確認された場合に濃厚接触者の特定を可能とすること。

5. 合宿期間中の体調不良者への対応と合宿中止の判断

- ① 以下の症状がある者については、直ちに下記AまたはBの相談窓口にて相談のうえ、医療機関で受診すること。
 - ア. 発熱の症状がある者
 - イ. 咳、喉や胸部に不快感がある者
 - ウ. 強い倦怠感や息苦しさがある者
 - エ. 嗅覚や味覚に異常がある者
 - オ. その他新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある者

A. 石垣市新型コロナウイルス感染症電話相談

B. 沖縄県新型コロナウイルス感染症相談窓口

※A. B. の連絡先は石垣市スポーツ交流課にお問合せください

- ② ①ア～オの症状がある者が認められた場合は、その者の受診結果（陰性または陽性）が確定するまで団体は活動を休止し、体調不良者が出た旨を速やかに石垣市スポーツ交流課及びスポーツ施設管理者へ連絡すること。その際は、体調不良者の合宿期間中の行動並びに濃厚接触者（特に団体外部の者）の有無も合わせて報告すること。

- ・石垣市スポーツ交流課 0980-82-1212 もしくは 0980-88-6666
- ・スポーツ施設管理者（石垣市体育協会） 0980-82-1820

- ③ 体調不良者が陽性と診断された場合は、速やかにその旨を石垣市スポーツ交流課及びスポーツ施設管理者へ連絡し、団体は直ちに合宿を中止すること。また、濃厚接触者に該当する者を宿泊施設の客室に待機させるとともに、速やかに該当者全員の PCR 検査を行うこと。

- ④ 上記①～③及びその後において、保健所や医療機関から上記以外の指示がある場合には、それに従うこと。

6. 合宿後について

団体の責任において、合宿終了後 14 日間の参加者全員の健康状態を把握し、感染もしくはその疑いがある者が出た場合は、速やかに石垣市スポーツ交流課及びスポーツ施設管理者へ連絡すること。その際は、市内在住の濃厚接触者の有無についても報告すること。

7. その他

本ガイドライン記載事項以外に疑義が生じた場合は石垣市スポーツ交流課と協議することができる。